

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和2年度に海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和2年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

| 目 標 |
|--|
| <p>外国公船による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">我が国領海等への外国公船の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動、大和堆周辺海域における北朝鮮船等の活動に厳正に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着に細心の注意をもって対応すること。【主要】尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通信 |

体制の強化を進めること。また、体制の強化に併せて教育施設の拡充を進めること。

【主要】

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国等との間で共有し、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図ること。【主要】

評 価

目標達成

領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りについては、以下具体的に述べる通り、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進めてきたと認められ、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺の接続水域において、ほぼ毎日中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、令和2年度は、接続水域入域が延べ332日1172隻、領海侵入(接続水域入域の内数)が延べ35日94隻となったが、事態をエスカレートさせることなく、国際法や国内法に則り、領海侵入事案が発生した際には、その都度現場において退去要求を行い、厳正に対応した。外国漁船による違法操業等についても、迅速かつ的確に対応し、令和2年度は、尖閣諸島周辺海域において、中国漁船161隻、台湾漁船46隻に対して、領海からの退去警告を行った。

また、奄美大島西方海域において排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反の疑いで韓国漁船1隻を検挙した。

- ・ 我が国の排他的経済水域等における外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動(特異行動)について、巡視船、航空機による警戒監視等を行い、特異行動を認めた外国船舶に対しては、活動状況や行動目的の確認を行うとともに、中止要求を実施するなど適切な対応を行った。なお、令和2年度は、1件の外国海洋調査船による特異行動が確認された。
- ・ 大和堆周辺海域における外国漁船の違法操業への対応については、イカ釣り漁の漁期(6月から)前の5月下旬から、大型巡視船を含む複数隻の巡視船を大和堆周辺海域に配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、令和2年度は、同海域に近づこうとする外国漁船延べ107隻に対して退去警告を行い、我が国排他的経済水域の外側に向け退去させた。
- ・ 日本海沿岸部への漂流・漂着木造船等への対応については、巡視船艇・航空機による巡視警戒の強化、地元自治体や関係機関との情報共有及び迅速な連絡体制の確保を徹底する等により、早期発見に努め、情報を入手した場合には海上保安官を現場に向かわせ、船体や船内の状況の詳細な調査を行った。なお、令和2年度は、北朝鮮から

のものと思料される漂流・漂着木造船等が 33 件確認された。

- ・ 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、ヘリコプター搭載型巡視船 1 隻、大型巡視船 2 隻、大型測量船 1 隻、中型飛行機 1 機を就役させるとともに、既存の巡視船 2 隻に対し映像伝送機能の強化を行った。また、教育施設の拡充については、今後、航空機の機数増加が見込まれ、さらに飛行機操縦要員を養成していく必要があるため、令和 2 年 4 月、北九州空港内に海上保安学校宮城分校北九州航空研修センターを開所させた。
- ・ 令和 2 年度にあっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため直接の往来はできなかったものの、インドネシア（7 月）、フィリピン（11 月）との間で長官級会合を、ベトナム（12 月）、インド（1 月）との間で実務者会合をそれぞれオンライン形式で実施し、各国海上保安機関との連携を深めた。また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する海上保安能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官を各国に派遣を継続したほか、能力向上支援の専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチーム（MC T）により、オンライン形式にて各国の海上保安機関の職員に対し研修等を実施した。

2. 海上における治安の確保について

| 目 標 |
|---|
| <p>積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催にあたり、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制等の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を 0 件とすること。【主要】 |
| 評 価 |
| <p>目標達成</p> <p>密輸等の海上犯罪については、薬物事犯を 6 件、銃器事犯を 1 件摘発し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まっていると認められ、また、テロ活動等に対する警備についても的確に行っていたと認められ、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> |

- ・ 警戒監視体制を盤石にするための装備・資機材の増強整備及び事前検証、関係機関との連携訓練等所要の準備を行った。また、海事・港湾業界団体と関係機関が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、官民一体となったテロ対策について議論・検討を行ったほか、旅客船乗組員等に対し、不審事象発生時の初動措置等テロ対策講習会を実施した。
- ・ 原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による警戒のほか、旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警戒を実施した結果、令和2年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。

3. 海難の救助について

| 目 標 |
|--|
| <p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】 ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和2年度までに85%以上とすること。 |
| 評 価 |
| <p>相当程度進展あり</p> <p>海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和2年度までに85%以上とする目標については未達成となり、更なる取り組みが必要であるが、主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は、引き続き目標を達成しているため、「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海難の発生に備えた救助体制の充実強化、民間救助組織との連携・協力を努めた結果、令和2年の要救助海難に対する救助率は95%であった。 <ul style="list-style-type: none"> 注) 本評価が対象とする目標期間は令和2年度としているが、年度毎の実績は一部速報値であるため、本評価は令和2年1月から12月の実績値により行うこととする。 ・ 海難発生時における海難情報の早期入手のため、海上保安庁への緊急通報用電話番号「118番」や令和元年11月からサービスを開始した「NET118」の有効活用等について周知・啓発を進めているところであるが、令和2年の海難発生後2時間以内で |

の海上保安庁関知率は80%に留まった。

今後、船種毎の関知率を分析し、個別のアプローチに取り組むなど、更なる取り組みが必要である。

注) 本評価が対象とする目標期間は令和2年度としているが、年度毎の実績は一部速報値であるため、本評価は令和2年1月から12月の実績値により行うこととする。

4. 海上交通の安全確保について

| 目 標 |
|---|
| <p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">・ ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和2年度までに少なくとも2,000隻未満とすること。【主要】 |
| 評 価 |
| <p>目標達成</p> <p>航路標識の老朽化対策等を推進するとともに、東京湾の航路における巨大船の通航間隔の見直しを行ったほか、的確な情報提供や管制などにより、主要な具体的な目標である、ふくそう海域における衝突、乗揚事故の発生率を低水準で維持する目標については、目標値を下回る低水準の実績を達成するとともに、大規模海難の発生は0件であり目標を達成しているものと認められる。</p> <p>また、もう一つの主要な具体的な目標である船舶事故件数については、令和2年度の実績値は、令和2年度までの目標である2,000隻未満を下回っており、目標を達成したものと認められる。</p> <p>以上により、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）に設置されている海上交通センターにおいて、船舶の動静を把握し、航行の安全に必要な情報の提供や、大型 |

船舶の航路入港間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携により、通航方式に従わない船舶への指導等を実践した結果、令和2年のふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通航隻数100万隻あたり52隻であり、また、社会的影響が著しい大規模海難の発生数も0件（昨年0件）であった。

なお、ふくそう海域における交通安全確保については、引き続き取り組んでいくことが期待される。

注）本評価が対象とする目標期間は令和2年度としているが、年度毎の実績は一部速報値であるため、本評価は令和2年1月から12月の実績値により行うこととする。

- ・ 事故の多くは事故を起こした船舶操縦者の見張り不十分といった不注意により発生しており、これらの事故を防止するため、国の関係機関や民間関係団体と連携し、漁港やマリナー等で訪船指導や海難防止講習会の開催、安全啓発のリーフレットの配布による啓発活動を行ったほか、ウォーターアクティビティごとの事故防止のための情報をまとめた総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の充実強化を図った結果、令和2年度の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は、1,954隻となり、令和元年度の実績値（2,053隻）と比べ改善している。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

| 目 標 |
|---|
| <p>激甚化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震・津波、豪雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の流出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を令和2年度に430回以上実施すること。【主要】 ・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を令和2年度に610回以上実施すること。 |
| 評 価 |
| <p>相当程度進展あり</p> <p>主要な具体的な目標である合同防災訓練の実施回数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け目標を達成していないが、例年通りの活動が困難となった中で関係</p> |

機関との合同防災訓練を実施しており、災害対応能力の強化は図られているものと認められる。また、海洋汚染の防止についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中で指導、啓発活動の取組を進め海洋環境保全の意識高揚が図られたものと認められるため、「相当程度進展あり」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年通りの活動が困難となった中、迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭においた防災訓練等、関係機関と連携した合同防災訓練を実施したが、合計で206回の実施に留まった。

未曾有の感染症流行という外的要因に対し関係者の安全を配慮し、訓練の回数を縮小しつつも、円滑な通信体制確保等について訓練成果をあげたものであるが、引き続き災害対応能力の強化に取り組んでいく必要がある。

- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年通りの活動が困難となった中、海事・漁業関係者、マリンレジャー関係者等を対象にした海洋環境保全講習会による指導を55回、一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を55回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を118回したが、合計で228回の実施に留まった。

上記と同様、未曾有の感染症流行という外的要因に対し関係者の安全を配慮し、活動の回数を縮小しつつも、重要性が高まる海洋環境保全の意識高揚を図ったものであるが、引き続き海洋環境保全の啓蒙に取り組んでいく必要がある。

6. 海洋調査等について

| 目 標 |
|--|
| 海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。 |
| [具体的な目標] |
| ・ 他国による海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくために測量船、測量機の整備等により、海洋調査体制を強化し、必要な海洋調査等を計画的に実施すること。【主要】 |
| ・ 「第3期海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成30年5月総合海洋政策本部決定）に基づき、「海洋状況表示システム」の情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】 |

- ・ 全国 20 箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低低潮面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（毎月）に提供を行うこと。【主要】

評 価

目標達成

海上の安全確保等の目的のために適切に海洋調査を実施していると認められ、また、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面の算出・公表や関係機関への適時・適正な情報提供を行っており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 令和 3 年 2 月に中型飛行機「あおばずく」を、同年 3 月に大型測量船「光洋」を就役させ海洋調査体制を強化するとともに、測量船や航空機等により、海洋権益確保のための海底地形調査等を実施した。
- ・ 「海洋状況表示システム（海しる）」に落雷位置情報を追加するなどにより、さらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化を行った。
- ・ 海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットHPにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、観測結果のうち、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送し、全球測位衛星システムデータの解析結果を国土地理院に毎月提供した。